

# 京都市京セラ美術館事業推進業務委託事業者選定実施要領

## 1 目的

この要領は、京都市京セラ美術館の事業推進に係る業務を行うため、プロポーザル方式により委託事業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

## 2 委託予定上限額

令和8年度 103,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度 103,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※令和8年度及び9年度の本市予算が不成立又は減額となった場合は、契約を締結できない、又は契約内容を変更して締結する場合がある。

## 3 別紙1 委託仕様書の位置付け

委託仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえ、受託候補者の選定後、委託内容等について受託候補者と協議を行い、委託契約を締結する。その際、委託仕様書に変更が発生する場合は、受託候補者に対して、予算の範囲内において見積額の変更を依頼する場合がある。

## 4 参加資格

受託候補者の選定に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を全て満たしていることを前提とする。また、委託業務を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成しプロポーザルに参加する場合は、事業者側で代表幹事事業者を定めるとともに、構成員のいずれもが次の(1)又は(2)のいずれかの要件を全て満たしていることを前提とする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であって、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者。

ア 参加申込み日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

(2) 次のアからケに掲げる条件を満たす者。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

- キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ケ 4(1)イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

## 5 参加業者の受付・提案書の提出

### (1) 提出資料（各6部）

- ア 参加申込書 第1-1号様式（コンソーシアムで参加する場合は第1-2号様式）
- イ 業務実績調書 第2号様式
- ウ 統括責任者調書 第3号様式
- エ 業務提案書 第4-1号様式（コンソーシアムで参加する場合は第4-2号様式）
- オ 業務実施に関する調書 第5号様式
- カ 見積書 第6-1号様式（コンソーシアムで参加する場合は第6-2号様式）
- キ 質問書 第7号様式

### (2) 提出期限

(1) のア 令和8年2月10日（火）必着（持参の場合は午後6時まで）

(1)のイ～カ 令和8年2月20日（金）必着（持参の場合は午後6時まで）

※ 委託仕様書等についての質問がある場合は、令和7年2月10日（火）午後6時までに、  
質問書第7号様式を、下記10の提出先にFAX又は電子メールで送付すること。回答は、  
令和7年2月13日（金）までに本市ホームページに掲載する。

## 6 提出資料記載上の留意点

以下の留意点及び別紙1委託仕様書等を熟読のうえ、書類を提出すること。

### (1) 業務実績調書 第2号様式

過去10年間における事業者の業務実績について記載すること。

### (2) 統括責任者調書 第3号様式

過去10年間における統括責任者の業務実績について記載すること。なお、統括責任者は  
担当業務完了まで特別な事情がない限り変更はできない。

### (3) 業務提案書 第4-1号様式又は第4-2号様式

第5号様式の表紙として記入すること。

### (4) 業務実施に関する調書 第5号様式

#### ア 業務実施方針

本業務全体における取組方針、取組体制について記入すること。

#### イ 業務実施手法

別紙1委託仕様書「2 委託目的」を踏まえ、「3 委託業務内容」に記載する各業務について、大項目ごとに現状と課題、今後の方向性を概括すること。また、中項目ごとに、実施手法や具体的アイデアについて、見込まれる効果も含めて提案すること。

#### ウ 自由提案

より魅力的な美術館を目指す取組や、安定的な運営に向け財源を確保する取組、地域交流の促進等によってより開かれた美術館を実現するための取組等、独自の取組について自由に提案すること。

提案内容が、仕様に定めた金額の外数になってもよいが、その場合は、別途の金額であることを必ず明記すること。

### (5) 見積書 第6-1号様式又は第6-2号様式

本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別

に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。

## 7 審査方法

### (1) 選定方法

**別紙2**「京都市京セラ美術館事業推進業務委託評価基準」に基づき、応募事業者からの提出資料によって、審査・選定を行う。ただし、複数の事業者から応募があった場合は、ヒアリングを行う場合がある（ヒアリングの場所及び詳細な時間については、別途連絡する）。

なお、合計点が60点を下回る場合は、受託候補者として選定しない。また、応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、参加資格及び評価基準に照らし、審査・選定を行う。

### (2) 評価項目

**別紙2**「京都市京セラ美術館事業推進業務委託評価基準」を参照

### (3) 審査委員

審査は、以下の委員が行う。

【審査委員】（3名）

文化市民局美術館副館長

文化市民局美術館総務課長

文化市民局美術館学芸企画課長

### (4) 選定結果内示の通知

審査結果については令和8年3月中旬を目途に、参加者全員へ電子メールで通知するとともに、各応募事業者の名称及び評価結果をホームページに公表する。また、審査結果についての異議申立て受け付けない。

## 8 契約の締結

選定された受託候補者については、契約内容についての交渉を行い、合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約に至らなかった場合は、受託候補者の選定において順位の高かつた者の順に受託候補者として交渉を行う。

## 9 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における提出資料の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 業務提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、失格となることがある。
- (5) 見積書に記載された見積金額が委託予定上限額を超えた場合は、失格となる。
- (6) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、提出資料を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (7) 日時を決め、ヒアリングを行う場合がある。
- (8) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (9) 包括的な業務の再委託を禁止する。例外として、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の了承を得ること。

## 10 提出先

京都市文化市民局美術館（田中、奥本）

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124番地

TEL：075-771-4107 FAX：075-761-0444

メール：bijutsukan@city.kyoto.lg.jp